

非放射能汚染に関する証明について

平成 23 年 4 月 5 日
結城商工会議所

今回の福島原発事故による放射性物質の流出の影響により、日本からの輸入品に対する放射線検査を実施し始めた国や、日本企業に対し、当該輸出貨物への放射性物質の汚染状況についての証明書等を求める取引先、または国が出てきております。

商工会議所は、放射能汚染の検査を行う機関ではないので、「輸出製品（貨物）が放射性物質の汚染されていない」、「測定値が通常の基準値以下である」等の証明を行うことはできません。

ただし、輸出を行う事業者が自主的に、輸出品が放射性物質に汚染されていない旨等を宣誓した文書に対して「サイン証明」で対応することができますので、ご利用ください。

宣誓書（誓約書）は、放射性物質の非汚染等について客観的にその事実が確認できる内容であることが必要です。

なお、サイン証明書の発行には、商工会議所にあらかじめ「貿易登録」を行うことが必要です。貿易登録・サイン証明ともに、必要な各種書類等があります。手続きの詳細については、事前にお電話で問い合わせいただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

結城商工会議所（担当：野口）

TEL 0296-33-3118 FAX 0296-33-0304

<参考> 日本商工会議所

「非放射能汚染に関する証明への対応について」

<http://www.jcci.or.jp/region/tohokukantodaisinsai/2011/0328150527.html>